

札障第 1608 号
令和 2 年（2020 年）6 月 30 日

各短期入所事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急短期入所受入加算における 臨時的な取扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」において、短期入所における緊急短期入所受入加算の算定に関する臨時的な取扱いが示されたところです。

つきましては、臨時的な緊急短期入所受入加算の算定に当たっては、下記の内容にご留意いただき、適切なサービス提供に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 臨時的な緊急短期入所受入加算の概要

臨時的な緊急短期入所受入加算については、短期入所のサービス提供において行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組について、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月 14 日を上限として、緊急短期入所受入加算の算定を可能とするもの。

2 臨時的な緊急短期入所受入加算の算定要件

下記の全ての要件を満たす利用者について、月 14 日を上限として、加算算定を可能とする。

- (1) 短期入所において、利用者が入れ替わる際の居室等の消毒の実施や、他利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組を行っていること。
- (2) 臨時的な緊急短期入所受入加算について、利用者に説明を行い、報酬算定について事前に同意を得ていること。

3 適用日及び適用期間

令和2年6月19日（金）以降のサービス提供分について、臨時的な緊急短期入所受入加算の報酬算定を可能とする。また、当該加算の臨時的な取扱いを終了する場合は、別途通知する。

4 短期入所事業所において必要な対応及び留意事項

- (1) 事業所として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組を行い、臨時的な緊急短期入所受入加算の算定を行う場合は、利用者間の公平性の観点などから、同意が得られなかった者を除き、全ての利用者について緊急短期入所受入加算を算定すること。
- (2) 請求の際は、通常要件を満たすことによって算定した緊急短期入所受入加算と区別するため、臨時的な取扱いとして緊急短期入所受入加算を算定する場合は、当該算定日について実績記録表の備考欄に「臨時的な加算算定」と記載すること。
- (3) 国通知において、臨時的な緊急短期入所受入加算の算定を行う場合は、事前に指定権者へ事前連絡を行うこととなっているが、実績記録表の備考欄の記載をもって、札幌市への連絡があったものとして取扱うため、札幌市への個別の事前連絡は不要とする。
- (4) 利用者の同意については、説明者の氏名、説明内容、同意日時、同意者の氏名を記録して保管すること。なお、札幌市から求めがあった場合は、これらの同意が得られていることの挙証書類を速やかに提出すること。
- (5) 臨時的な加算算定を行う場合は、通常要件を満たすことによって算定した緊急短期入所受入加算を含め、一か月合計で14日を超えた算定はできないことに留意すること。

5 添付資料

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年6月19日付厚生労働省事務連絡）
・・・参考

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 電話：011-211-2938 F A X：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
